

日吉台学区自治連合会役員選任規程 改訂案(事務局案)

注) 本資料は自治連合会役員選任規程 改訂案の議論を進めるために事務局で作成したたたき台です。

自治連合会 会則第9条に規定されている自治連役員 (新会則全文はHP>書庫 に掲載しています)

執行部

会長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
事務局次長	1名
会計	1名

環境衛生担当 1名

行事担当 若干名

事務局員 ー

理事 若干名(6名)
監事 2名

固定

要否は役員会で判断

要否は役員会で判断

各自治会長

日吉台学区自治連合会役員選任規程 改訂案(事務局案)

注) 本資料は自治連合会役員選任規程 改訂案の議論を進めるために事務局で作成したたたき台です。

現行	変更案
1 役員候補者は次に掲げるものとする。 (1) 単位自治会(以下「自治会」という。)の会長および 連合会担当役員 1名の計 2名 (2) 役員会の推薦を受けた自治会員(若干名)	1. 役員候補者は次に掲げるものとする。 (1) 単位自治会(以下「自治会」という。)の会長 1名 (2) 自治会から推薦を受けた連合会担当役員(若干名)
	2. 1項(2)の必要人数については、役員会で協議し決定する。 3. 1項(2)の役員については各自治会 1名を上回らないことを原則とする。
2 各自治会から推薦された役員候補者は、互選により会則第9条に定められた役員の職務分担を定める。	4. 各自治会から推薦された役員候補者は、互選により会則第9条に定められた役員の職務分担を定める。
3 役員会から推薦された自治会員は、理事を担当するものとする。	
4 役員候補者は総会において議案として一括承認を得るものとする。	5. 役員候補者は総会において議案として一括承認を得るものとする。
5 この役員選任規程の改廃は総会の過半数の議決による。	6. この役員選任規程の改廃は総会の過半数の議決による。

- ① 現行規程のうち、1項(2)、3項の赤字部分は、会則第11条3項に事務局員の制度を加えたので削除する。
- ② 変更案1項は行事担当役員数が「若干名」となっているため変更
- ③ 変更案2項は行事担当役員数が「若干名」となっているため追加
- ④ 変更案3項は出身自治会が偏らないように追加

選任プロセスの例 (以下は説明用で実際とは異なります)

注) 本資料は自治連合会役員選任規程 改訂案の議論を進めるために事務局で作成したたたき台です。

自治会	続投役職
一丁目南	事務局次長
一丁目北	事務局長
二丁目南	
二丁目北	
三丁目東	
三丁目西	
四丁目東	会長
四丁目西	

新規選任役職
(例)

- 副会長
- 会計
- 環境衛生担当
- 行事担当(1名)

自治会	役員候補選出	役職
一丁目南	不要	事務局次長
一丁目北	不要	事務局長
二丁目南	1名	行事担当
二丁目北	1名	会計
三丁目東	1名	副会長
三丁目西	1名	割り当てなし
四丁目東	不要	会長
四丁目西	1名	環境衛生担当

10~11月に行事担当の要
不要含めて役員会で決定

従来同様に2月頃候補者特定し、3月上旬に
役員会で決定